

## ニュージーランドにおける炭素税の導入状況について

### 1．炭素税の導入について

ニュージーランドでは、2002年に発表された気候変動政策パッケージにおいて、炭素税を導入することとされており、本年5月4日、同国政府は、炭素税の制度案を公表した。同制度案では、施行時期は2007年4月1日から2012年12月31日までの間とされている。

今後、今回発表した制度案の詳細について、2005年7月8日まで一般国民からの意見を募集した後、炭素税に関する法案を今年末か来年始めに議会に提出する予定であり、2006年第3四半期までに法制化されることが期待されている。

### 2．炭素税案の概要

- ・ 当初の税率はCO<sub>2</sub>トン当たりNZ\$15（約1,150円）とされている。ただし、国際的な炭素クレジットの価格から大幅に乖離してしまう場合には、税率が変更され得る。その場合でも、上限はNZ\$25（約1,930円）とされている。
- ・ 課税対象は、農業部門から排出されるメタンと一酸化二窒素を除く、全ての主要な温室効果ガスとされている。具体的には、化石燃料から発生するエネルギー起源の二酸化炭素や工業プロセス等での二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素。（工業プロセス

については PFCs を含む。)

- ・ 課税段階については、課税対象数を最小化し、課税による行政コストや遵守のためのコストを最小化するために、可能な限り上流とすることとされている。

具体的な課税対象者としては、石炭、石炭製品、ガス、石油精製品の輸入事業者（石油精製のために輸入された原油やジェット燃料を除く。） 石油精製事業者（ジェット燃料や温室効果ガスを排出をしない製品を除く。）等が予定されている。

- ・ 国内産業の海外移転に伴うリーケージが発生するリスクを減らすため、ニュージーランド政府は協定制度を導入し、政府との協定を結んだ事業者には課税を全部又は一部を免除することとされている。
- ・ 炭素税導入の際には、既存税の減税によって税込中立とする予定であり、炭素税導入によって政府の歳入が増えることはないとされている。その既存税の減税方法は、2005 年予算の中で発表される予定である。
- ・ 炭素税導入の経済影響としては、2010 年には GDP が導入しなかった場合に比べて、0.03%低くなることが予想されている。
- ・ 炭素税導入の影響は、多くの人々にとって、石油、ディーゼル、天然ガス、石炭といった化石燃料の価格が穏やかに上昇することと、電気料金がわずかに上昇することにとどまる。典型的なニュ

ーギーランドの家庭では、炭素税導入によって電気、石油、その他の燃料の一週間の料金が、約 NZ\$4（約 310 円）上昇することが試算されている。

- ・ ニューギーランド政府は排出量取引について、世界の炭素市場が発展すれば、選択肢となり得ると考えている。

同政府は、炭素クレジットの世界市場が機能し、クレジット価格が NZ\$25 / t-CO<sub>2</sub>（約 1,920 円）よりも安定的に下回る場合には、炭素税の代替策として排出量取引を導入する余地を残している。

*ニューギーランド政府HP掲載の情報を事務局の責任で要約。*